

看護職員の負担の軽減及び 処遇の改善に関する取組事項

- 1 看護職員の負担軽減検討委員会を設置しています。
 - (1) 看護職員、看護助手、コメディカル及び事務職員等の役割分担に関すること。
 - (2) 看護職員の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況の把握に関すること。
 - (3) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画。
 - (4) 計画の達成状況の評価に関すること。

- 2 育児・介護における短時間勤務、休業制度を設けています。

- 3 妊娠、子育て中、介護中の看護職員に対し夜勤を減免しています。

- 4 看護師、他の職員を対象にした託児所を設置しています。
(他の保育園、幼稚園入園者向け臨時保育にも対応)

- 5 各種法令を遵守し看護職員の権利を尊重しております。

令和 6 年 4 月
堀江病院